

公 告

栗生

財産区財産の処分

「検討委員会」発足

栗生第2住宅
自治会ニュース
第80号
発行 自治会広報部



〔事務局〕昭和五十七年度自治会役員の任期も残すところ三ヶ月となりました。自治会では昭和五十八年度総会を五月八日に開催する予定で準備を進めております。今後いかと会員各位にはご協力を願いすることが多くなりますが役員一同精一杯頑張っておりますので宜しくお願い申しあげます。

五十八年度自治会役員選挙

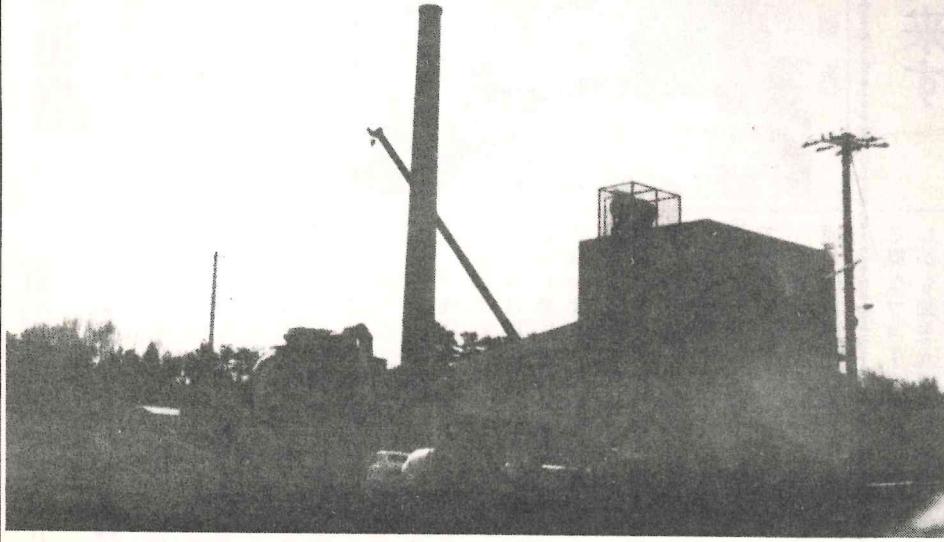
選挙管理委員会設置される。

箕面栗生第二住宅自治会規則第十条により、役員会では次の方々に選挙管理委員を委嘱しました。(敬称略)

十一棟 原田 勝
十三棟 板倉 實
三九棟 平原 猪佐男
四一棟 吉田 直彦
九棟 前原 保

五十八年度
自治会役員公募
昭和五十八年度自給会役員の立候補を受付ける。
一役員立候補者は棟号数、氏名、年令、性別を選挙管理委員会まで届出ること。
昭和五十八年度以上

市に再度説明を要請



▲昭和63年度にはパンクすると言う箕面市の清掃工場(市立病院のすぐ南にある)

前号でお知らせ致しました箕面市からの申入れによる財産区財産処分同意に対し、自治会では「財産区財産処分検討委員会」を設立、この度発足させました。

二月二十三日(水)午後八時より第一回の委員会を集会場にて開催致しました。先ず、委員会の構成は自治会より現役員八名、同顧問六名、管理組合より三名、

博氏に、事務局長は同じく現副会長である7棟吉本雄哉氏に決まりました。

当委員会の名称も、「対策委員会」から「検討委員会」と改められました。これは当委員会

が、本件の決定や推進機関ではなく、あくまでも、自治会を通じて住民の意志を決定する為の検討資料を自治会に提供する機関であるからです。

「検討委員会」は本件に関し、より専門的立場からも検討を加え、住民意向反映の場である自治会に報告をするものです。そして、

処分に対する賛否は自治会で決

定されるのです。

さて、検討委員会では、各委員により活発な意見の交換がありました。が、去る十二月二十一日に行われた箕面市の説明およびその時に配布された資料では、不明の点が余りにも多く、議論を戦わせるには材料不足であるとの結論に達しました。

そこで早速自治会を通じ、箕面市に対して再度説明を聞かせて貰いたい、しかも早急にやつて欲しい旨、要請することになりました。先号でも述べました通り、財産区財産の処分と一般

として団地内居住の市会議員の方二名、合計十九名にお願いしたことになりました。当委員会は現自治会副会長2棟坂口

博氏に、事務局長は同じく現副会長である7棟吉本雄哉氏に決まりました。

当委員会は、これからよく人里離れた空地だったのでもあります。これが付近の活発な開発により、この様になったものと思われます。

さて、当委員会は、これから本件に関する情報を蒐集し、最終的には住民のみなさんが本件

に対する同意の可否を判断されるとの結論に達しました。

そこで早速自治会を通じ、箕面市に対して再度説明を聞かせて貰いたい、しかも早急にやつて欲しい旨、要請することになりました。先号でも述べました通り、財産区財産の処分と一般

として団地内居住の市会議員の方二名、合計十九名にお願いしたことになりました。当委員会は現自治会副会長2棟坂口

博氏に、事務局長は同じく現副会長である7棟吉本雄哉氏に決まりました。

当委員会は、これからよく人里離れた空地だったのでもあります。これが付近の活発な開発により、この様になったものと思われます。

さて、当委員会は、これからよく人里離れた空地だったのでもあります。これが付近の活発な開発により、この様になったものと思われます。

さて、当委員会は、これからよく人里離れた空地だったのでもあります。これが付近の活発な開発により、この様になったものと思われます。

第3回 管理組合・自治会連絡会

去る二月十三日(日)午後七時より集会場にて第三回管理組合・自治会連絡会が開催されました。

今回は主として財産区財産処

分問題について自治会側より説

明を行い、本件に関する検討委

員会設立が決定され、管理組合

からも本会メンバーを出して欲

しい旨要請を致しました。その

結果、岡野理事長他計三名が、

組み入れないことにしました。

ベランダの手すりに
花を置いてませんか?



ベランダの手すりの上に物を置くのは危険です大変な事故につながる恐れがありますので今一度確認をお願いいたします。

箕面栗生第二住宅
自治会役員選挙管理委員会

昭和五十七年度自治会会长の一棟内山修之氏は本年二月末日を以って急に遠方へご転宅されることになり、協議の結果、現副会長の27棟守部薰氏に残る二ヶ月間の会長を引き受け頂くことになり、三月一日就任されました。また、一棟役員には同棟二〇三号鈴木隆信氏(29-1-八七一六)にお願いすることにな

りました。内山修之氏は大阪府へお勤めで府営住宅関係のお仕事柄、団地住いの住民との接触に永い経験があり、この十ヶ月間、自

治会活動に免もすれば素人の我

々役員を導いて下さいました。

ご家庭のご都合とはいえ、残念に思ふ次第です。役員一同感

謝して居ります。

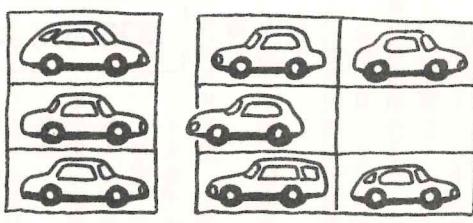
自治会

自治会駐車場ご利用の皆様へ!

駐車場料金の銀行振替日は毎月5日までです。振込用紙利用の場合は毎月5日までです。

皆様の銀行預金残額が不足で毎月の振替日に振替ができない場合、毎月の振替料金を支払うことができない場合、駐車料金を地主さんに支払うことができない場合、駐車料金をお支払いください。

手続上、または他の方々への迷惑になります。これらも解ったことはお伝え致します。故みなさんのご協力を願い致します。



交通安全部

